

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅢ飛行）

1. 目的

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の85第1項の飛行の禁止空域における無人航空機の飛行及び法第132条の86第2項の飛行の方法によらない無人航空機の飛行であって、立入管理措置を講ずることなく行うもの（以下「カテゴリーⅢ飛行」という。）を実施するにあたっては、法第132条の85第2項又は法第132条の86第3項の国土交通大臣の許可又は承認（以下「許可等」という。）を取得することが必要である。

本要領は、無人航空機のカテゴリーⅢ飛行に関する許可等について、その申請に関する所要事項及び許可等を行うための審査基準を定めることを目的とする。

（注）本要領で定める許可等の審査のほか、無人航空機を飛行させる者は、法第132条の86第1項第1号から同第4号に掲げる方法により当該無人航空機を飛行させなければならない。

なお、立入管理措置を講じた上で行う無人航空機の飛行に関する許可等についての申請に関する所要事項及び許可等を行うための審査基準については、別途定める通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）（平成27年11月17日制定（国空航第684号、国空機第923号））」を参照のこと。

2. 申請

2-1 申請の方法

（1）手続

a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の74又は第236条の81に規定されている事項を記載した申請書により行うものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため、様式を使用して行うことも可能とする。

b) 申請書については、当該申請に係る飛行開始予定日の20開庁日前までに、書面申請又はドローン情報基盤システム（DIPS）における飛行の許可・承認申請機能を利用したオンライン申請により国土交通大臣に申請するものとする。なお、申請書の提出先窓口は国土交通省航空局安全部無人航空機安全課（以下「無人航空機安全課」という。）とする。

(2) 一括申請

一つの飛行について、複数の事項の許可等が必要な場合の申請は、一括して行うことができる。

(3) 包括申請

同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して行うことができる。

(4) 代行申請

複数の申請者による飛行をとりまとめて行う場合の申請は、それらの飛行をとりまとめる者を代表者とした代行申請を行うことができる。また、飛行の委託を行っている者が受託者の飛行について行う場合の申請は、受託者が委託者の申請を代行することができる。

(5) 更新申請

許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請は、2-1(1)b)の規定にかかわらず、期間の満了の日の40開庁日前から10開庁日前までに行うものとする。

(6) 変更申請

許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号」(同一型式機の追加又は削除の申請に限る)、「無人航空機の型式及び機体認証に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請は、変更がない事項の記載又は資料の添付を省略することができる。

(7) 追加資料の提出等

申請を受理した後、許可等の事務の処理上必要があると認められるときは、申請者に対して追加資料の提出又は説明を求めることができる。

## 2-2 申請書記載事項の確認

許可等の申請にあたっては、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認する。

### 2-2-1 法第132条の85に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項

(1) 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

- ・無人航空機を飛行させようとする者の氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること。
- ・代行申請の場合には、代行申請者の氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること。なお、代行申請者は、無人航空機を

飛行させようとする者に関する情報として、本項（１）～（８）に関する内容をとりまとめた資料を申請書に記載又は添付すること。

- ・申請内容に関する問い合わせに対応できるよう、連絡先もあわせて記載すること。

（２）飛行の目的、日時、経路及び高度

a) 飛行の目的

以下のうち該当する飛行の目的を選択すること。なお、「その他」に該当する場合には、飛行の目的を記載すること。

飛行の目的	例
空撮	風景・施設の撮影、TV・映画制作、イベント撮影 等
報道取材	報道取材 等
警備	侵入者追跡、工場内立入者監視 等
農林水産業	農薬散布、松くい虫防除、種まき、肥料散布、生育調査 等
測量	工事現場での測量 等
環境調査	放射能計測、大気汚染調査 等
設備メンテナンス	プラント保守、施工計画調査、ソーラーパネル管理 等
インフラ点検・保守	道路・橋梁点検、トンネル内点検、河川管理施設の点検、海岸保全施設の点検、港湾施設の点検 等
資材管理	プラント資材管理、資材の容積計測 等
輸送・宅配	物資輸送、宅配 等
自然観測	火山観測、地形変化計測、資源観測 等
事故・災害対応等	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者捜索、被災者捜索、火災の原因等の調査、交通事故現場検証 等
趣味	競技会、スポーツ、レクリエーション、個人的な趣味の飛行 等
研究開発	機体及び操縦装置の開発のための試験飛行 等
その他	上記に該当しないもの

b) 飛行の日時

- ・飛行を予定している日時又は期間及び時間帯を記載すること。期間及び時間帯を記載する場合には、その期間は原則１ヶ月以内とし、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させる場合には、１年を限度として記載することができる。

c) 飛行の経路

- ・飛行を予定している経路を記載するとともに、地図上に当該経路を示した資料を添付すること。
- ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの

周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（以下「1号告示空域」という。）、その他空港等における進入表面等\*の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域（以下「緊急用務空域」という。）又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行を行う場合には、航空機の航行の安全を確認するために必要な情報として、緯度経度（世界測地系で秒単位）による飛行範囲もあわせて記載すること。

※進入表面等とは、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第56条第1項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面を指す。

d) 飛行の高度

- ・飛行の高度の上限を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行を行う場合には、航空機の航行の安全を確認するために必要な情報として、海拔高度もあわせて記載すること。

(3) 飛行禁止空域を飛行させる理由

- ・該当する許可を求める空域を選択するとともに、選択した飛行禁止空域で無人航空機を飛行させる理由を記載すること。

(4) 無人航空機の登録記号

- ・飛行させる無人航空機の登録記号を記載すること。

(5) 無人航空機の型式及び機体認証に関する事項

- ・型式認証を受けた無人航空機にあっては型式を記載すること。
- ・現に有効な第一種機体認証を受けている無人航空機（以下「第一種機体認証無人航空機」という。）の第一種機体認証書番号を記載するとともに、申請を行う飛行形態が使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内であることを確認すること。
- ・複数の無人航空機を飛行させる場合には、全ての機体について記載又は添付すること。

- (6) 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項
- ・現に有効な一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けている無人航空機を飛行させる者(以下「一等無人航空機操縦士資格操縦者」という。)の氏名を記載すること。
  - ・当該一等無人航空機操縦士資格操縦者の技能証明書番号を、限定事項(無人航空機の種類、飛行の方法)も含めて記載するとともに、申請を行う飛行形態が限定事項の範囲内であることを確認すること。
  - ・自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)のみにより飛行させることができる無人航空機であって、当該無人航空機を遠隔操作により飛行させる者を要しない場合には、飛行を監督する責任者の氏名を記載すること。なお、この場合の飛行を監督する責任者についても無人航空機を飛行させる者と同様、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けている必要がある。
  - ・複数者が無人航空機を飛行させる場合には、全ての無人航空機を飛行させる者について記載又は添付すること。

- (7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- ・4. に基づき作成した飛行マニュアルに加えて、規則第236条の74第1項第8号又は規則第236条の81第1項第8号の規定による「リスクの分析及び評価の結果」(以下「リスク評価の結果」という。)を申請書に添付すること。

(8) その他参考となる事項

- ・無人航空機に係る第三者賠償責任保険への加入状況を把握するため、その保険の内容(加入状況、保険会社名、商品名、補償金額)を記載すること。第三者賠償責任保険に加入していない場合は、賠償能力の有無等の情報を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域(地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。)における飛行の申請の場合には、5-1に従って空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関と調整を行った結果を記載すること。

2-2-2 法第132条の86第2項第1号から第6号までに定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項

(1) 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

- ・2-2-1(1)に同じ。

(2) 飛行の目的、日時、経路及び高度

- ・2-2-1(2)に同じ。

- (3) 法第 132 条の 86 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由
- ・該当する承認を求める飛行の方法を選択するとともに、選択した飛行の方法で無人航空機を飛行させる理由を記載すること。
- (4) 無人航空機の登録記号
- ・ 2-2-1 (4) に同じ。
- (5) 無人航空機の型式及び機体認証に関する事項
- ・ 2-2-1 (5) に同じ。
- (6) 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項
- ・ 2-2-1 (6) に同じ。
- (7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- ・ 2-2-1 (7) に同じ。
- (8) その他参考となる事項
- ・ 2-2-1 (8) に同じ。
  - ・ 多数の者が集合する催し場所の上空における飛行の申請の場合には、催しの主催者等と調整を行った結果を記載すること。

#### 2-2-3 変更申請又は更新申請の申請書記載事項

2-2-1 及び 2-2-2 の規定にかかわらず、変更申請又は更新申請については、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認する。

- (1) 氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- ・ 2-2-1 (1) 又は 2-2-2 (1) に同じ。
  - ・ 代行申請による変更申請であって飛行させる者に変更がない場合には、無人航空機を飛行させようとする者に関する氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先の記載又は添付を省略することができる。
- (2) 飛行の目的、日時、経路及び高度
- ・ 2-2-1 (2) 又は 2-2-2 (2) に同じ。
- (3) 飛行禁止空域を飛行させる理由又は法第 132 条の 86 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由
- ・ 2-2-1 (3) 又は 2-2-2 (3) に同じ。
- (4) 無人航空機の登録記号
- ・ 2-2-1 (4) 又は 2-2-2 (4) に同じ。
  - ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略す

ることができる。

(5) 無人航空機の型式及び機体認証に関する事項

- ・ 2-2-1 (5) 又は 2-2-2 (5) に同じ。
- ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。

(6) 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項

- ・ 2-2-1 (6) 又は 2-2-2 (6) に同じ。
- ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。

(7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

- ・ 2-2-1 (7) 又は 2-2-2 (7) に同じ。

(8) その他参考となる事項

- ・ 2-2-1 (8) 又は 2-2-2 (8) に同じ。
- ・ 変更申請又は更新申請に関する現に有効な許可等の年月日及び番号を記載するとともに、当該許可書又は承認書の写しを添付すること。

### 3. 許可等の手続き

#### 3-1 許可等の処分

許可等にあたっては、許可書又は承認書を交付するものとする。

#### 3-2 許可等の条件

(1) 許可等を行うにあたっては、条件を付することができるものとする。また、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付することができるものとする。

(2) 許可等を行った飛行について、飛行実績の報告を求めることができるものとする。

#### 3-3 許可等の期間

一回の許可等の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1年を限度として許可等を行うことができる。

#### 3-4 申請内容に変更が生じた場合の取扱い

許可等を取得した後、申請内容に変更が生じた場合には、2-2-3に従って、改めて申請を行うものとする。

#### 4. 許可等に係る基本的な基準

受けようとする許可等の事項にかかわらず、次に掲げる基本的な基準に適合すること。

##### 4-1 無人航空機の機能及び性能

飛行させる無人航空機について、第一種機体認証無人航空機であること。また、申請を行う飛行形態に応じて必要な機能及び性能を有していること。

##### 4-2 無人航空機を飛行させる者の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力

無人航空機を飛行させる者について、一等無人航空機操縦士資格操縦者であること。また、申請を行う飛行形態に応じて必要な飛行経歴並びに知識及び能力を有していること。

##### 4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

###### 4-3-1 次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。

- (1) 飛行前に、気象（降雨、風速等）、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。
- (2) 使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内である場合を除き、不良な気象状態においては飛行させないこと。また、使用の条件の範囲内であっても突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること。
- (3) アルコール又は薬物の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
- (4) 飛行中の航空機を確認し、衝突のおそれがあると認められる場合には、地上に降下させることその他適当な方法を講じること。
- (5) 飛行中の他の無人航空機を確認したときは、当該無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。その他衝突のおそれがあると認められる場合は、地上に降下させることその他適当な方法を講じること。
- (6) 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。
- (7) 物件のつり下げ又は曳航を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。
- (8) 「無人航空機の飛行計画の通報要領（令和4年11月3日制定（国空無機第223045号）」に従い、あらかじめドローン情報基盤システム（飛行計画通報機能）等を用いて飛行計画を通報すること。また、飛行経路に係る他の無人航空機の飛行計画の情報について当該システムを用いて確認すること。
- (9) 飛行の際には、許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。
- (10) 「無人航空機の飛行日誌の取扱要領（令和4年12月1日制定（国空無機第236963号）」（以下「飛行日誌の取扱要領」という。）に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともにその結果・内容を点検整備記録に記載し、また飛行

の都度、飛行の実績について飛行記録に記載すること。

- (11) 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領（令和4年11月4日制定（国空無機第223052号）」（以下「事故等の報告要領」という。）に定める事態が発生した場合には、当該要領に基づき許可等を受けた飛行に関してはこれを許可等した官署に対し、また許可等を受けていない飛行に関しては飛行経路を管轄する官署に対し、ドローン情報基盤システム（事故等報告機能）等を用いて速やかに報告すること。
- (12) 事故等の報告要領に定める事態の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。
- (13) 負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、事故等の報告要領に示す救護措置を講じること。

4-3-2 申請しようとする飛行について、法第132条の85第2項及び第132条の86第3項の規定による「その運航の管理が適切に行われている」ことの説明にあたっては、飛行形態に応じて次に掲げる事項等を考慮したリスク評価の結果に基づくリスク軽減策の内容を記載した飛行マニュアルを作成し提出すること。

a) 次の事項を含む運航計画

- ・飛行の日時
- ・飛行する空域及びその地域
- ・無人航空機を飛行させる者及び運航体制
- ・使用する無人航空機
- ・飛行の目的
- ・飛行の方法

b) 飛行経路における人との衝突リスク（地上リスク）及び航空機との衝突リスク（空中リスク）

c) 電波環境（無線通信ネットワークを利用して操縦を行う場合に限る。）

d) 使用条件等指定書で指定された使用の条件等、使用する無人航空機の情報

e) 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明及び訓練の内容

f) 無人航空機を飛行させる者を補助する者等を含めた運航体制

なお、リスク評価については、「安全確保措置検討のための無人航空機の運航リスク評価ガイドライン（令和4年12月2日発行（公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド）」を活用することを推奨する。

無人航空機を飛行させる際の適切な運航管理の体制を維持するため、例えば、リスク評価の結果に応じて、次に掲げる事項等を記載した飛行マニュアルを作成すること。

(1) 無人航空機の点検・整備

4-1に掲げる無人航空機の機能及び性能に関する基準に適合した状態を維持するため、次に掲げる事項に留意して、機体の点検・整備の方法を記載すること。

a) 機体の点検・整備の方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 定期的又は日常的な点検・整備の項目
- ・ 点検・整備の時期 等

b) 機体の点検・整備の記録の作成方法

記載内容の例としては、以下のとおり。原則は、飛行日誌の取扱要領に従う。

- ・ 点検整備記録の作成手順
- ・ 点検整備記録の様式 等

c) 整備の実施・責任体制の明確化

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 整備を行う人員の知識や能力の基準
- ・ 整備の実施に係る人員の体制（責任体制の明確化を含む） 等

(2) 無人航空機を飛行させる者の訓練

4-2に掲げる無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力を確保・維持するため、次に掲げる事項に留意して、無人航空機を飛行させる者の訓練方法等を記載すること。

a) 無人航空機を飛行させる者の資格に関する事項

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 無人航空機を飛行させる者の知識や能力の基準（技能証明制度の活用を含む）
- ・ 無人航空機を飛行させる者の資格管理体制 等

b) 知識及び能力を習得するための訓練方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 4-2に掲げる基本的な飛行経歴、知識及び能力並びに飛行形態に応じた知識及び能力を習得するための訓練方法
- ・ 業務のために、無人航空機を飛行させるために適切な能力を有しているかどうかを確認するための方法 等

c) 知識及び能力を維持させるための訓練方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 日常的及び定期的な訓練の内容 等

d) 飛行記録（訓練も含む。）の作成方法

記載内容の例としては、以下のとおり。原則は、飛行日誌の取扱要領に従う。

- ・ 飛行記録の作成手順

- ・飛行記録の様式
  - ・記録の管理方法
- 等

e) 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

f) 訓練の実施・管理体制の明確化

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・訓練を行う人員の知識や能力の基準
  - ・訓練の実施に係る人員の体制（管理体制の明確化を含む）
- 等

(3) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

次に掲げる事項に留意して、安全を確保するために必要な体制を記載すること。

a) 飛行前の安全確認の方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・気象状況の確認項目及び手順
  - ・機体の状態の確認項目及び手順
- 等

b) 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・運航の体制（運航判断を行う運航責任者の明確化を含む）
  - ・組織としてのリスクマネジメント
  - ・安全飛行管理者の選定
  - ・緊急時の連絡体制
- 等

c) 事故等の報告要領に定める事態への対応及び連絡体制

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・緊急着陸場所の設定
  - ・非常時の連絡体制
  - ・最寄りの警察及び消防機関の連絡先
  - ・報告を行う無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所の連絡先
- 等

## 5. 関係官署等に係る要件

5-1 1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。（法第132条の85第1項第1号関係）

(1) 1号告示空域における飛行の場合

a) 進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域の場合

- ・空港等の運用時間外における飛行又は空港等に離着陸する航空機がない時間帯等での飛行であること。このため、空港設置管理者との調整を図り、了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者と常に連絡がとれる体制を確保すること。

b) a) 以外の空域の場合

- ・空港等の運用時間外における飛行又は空港等に離着陸する航空機がない時間帯等での飛行であること。このため、空港設置管理者等との調整を図り、了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等と常に連絡がとれる体制を確保すること。

(2) その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行の場合

- ・空港等の運用時間外における飛行又は空港等に離着陸する航空機がない時間帯等での飛行であること。このため、空港設置管理者等との調整を図り、了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等と常に連絡がとれる体制を確保すること。

(3) 緊急用務空域における飛行の場合

- ・災害時等の報道取材やインフラ点検・保守など、緊急用務空域の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる飛行であること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、飛行する場所を管轄する空港事務所及び緊急用務空域を飛行する航空機の運航者等の関係機関と常に連絡がとれる体制を確保すること。
- ・空港事務所又は緊急用務空域を飛行する航空機の運航者等の関係機関から無人航空機の飛行の中止又は飛行計画（飛行日時、飛行経路、飛行高度等）の変更等の指示がある場合には、それに従うこと。
- ・緊急用務空域を飛行する航空機の運航者等の関係機関から無人航空機の飛行に係る情報の提供（無人航空機の飛行の開始及び終了の連絡等）を求められた場合には、当該関係機関に報告すること。

(4) 地表又は水面から 150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m 以内の空域を除く。）における飛行の場合

- ・飛行する空域を管轄する関係機関との調整を図り、了解を得ること。
- ・無人航空機を飛行させる際には、関係機関と常に連絡がとれる体制を確保すること。

5-2 1号告示空域（進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域は除く。）、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行の申請を行った場合には、航空情報の発行が必要であるため、以下の対応を行う体制を構築すること。

- ・飛行を行う日の前日までに、その飛行内容について飛行する場所を管轄する空港事務所長（以下「管轄事務所長」という。）へ、以下の項目を通知すること。なお、予め管轄事務所長から通知先を指定された場合には、指定された機関へ通知を行うこと。
  - a) 飛行日時：飛行の開始日時及び終了日時
  - b) 飛行経路：緯度経度（世界測地系）及び所在地
  - c) 飛行高度：下限及び上限の海拔高度
  - d) 機体数：同時に飛行させる無人航空機の最大機数
  - e) 機体諸元：無人航空機の種類、重量 等
- ・許可を行った場合には、所要の航空情報を発行するため、飛行を行わなくなった場合には、速やかに管轄事務所長に対し、その旨通知すること。

5-3 目視外飛行を行う場合であって、地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により予定している飛行経路において他の航空機及び無人航空機の状況を随時把握するなどの方法により航空機の状況を常に確認できない場合は、航空機の確認について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・飛行前に、飛行経路及びその周辺の航空機の運航者（救急医療用ヘリコプターの運航者、警察庁、都道府県警察、地方公共団体の消防機関等）に対し飛行予定を周知するとともに、航空機の飛行の安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、無人航空機を飛行させる者への連絡を依頼すること。
- ・航空機の飛行の安全に影響を及ぼす可能性がある場合には、飛行の中止又は飛行計画（飛行日時、飛行経路、飛行高度等）の変更等の安全措置を講じること。
- ・飛行経路を図示した地図、飛行日時、飛行高度、連絡先、その他飛行に関する情報をインターネット等により公表すること。

また、この場合、航空情報の発行が必要であるため、以下の対応を行う体制を構築すること。

- ・飛行を行う日の1開庁日前までに、その飛行内容について、飛行する場所を管轄する地方航空局長（以下「管轄地方航空局長」という。）へ、以下の項目を通知すること。なお、予め管轄地方航空局長から通知先を指定された場合には、指定された機関へ通知を行うこと。
  - a) 飛行日時：飛行の開始日時及び終了日時
  - b) 飛行経路：緯度経度（世界測地系）及び所在地
  - c) 飛行高度：下限及び上限の海拔高度

- d) 機体数：同時に飛行させる無人航空機の最大機数
  - e) 機体諸元：無人航空機の種類、重量 等
  - f) 問い合わせ先：無人航空機を飛行させる者の連絡先
- ・許可を行った場合には、所要の航空情報を発行するため、飛行を行わなくなった場合には、速やかに管轄地方航空局長に対し、その旨通知すること。

## 6. その他

この要領を実施するために必要な細目的事項については、無人航空機安全課長が別に定める。

附則（令和5年2月7日 国空無機第263175号）

この要領は、令和5年2月7日から施行する。

(様式)

年 月 日

# 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 (カテゴリーⅢ飛行)

新規 更新<sup>\*1</sup> 変更<sup>\*2</sup>

国土交通大臣 殿

氏名又は名称  
及び住所  
並びに法人の場合は代表者の氏名  
(連絡先)

航空法(昭和27年法律第231号)第132条の85第2項の規定による許可又は同法第132条の86第3項の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
		<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等		
	<input type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> 研究開発				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
飛行の日時 <sup>*3</sup>					
飛行の経路 <sup>*4</sup> (飛行の場所)					
飛行の高度	地表等からの高度	m	海拔高度	m	
申請事項及び理由	飛行禁止 空域の飛行 (第132条の85 関係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称 )			
		<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称 )			
		<input type="checkbox"/> 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域			
		<input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 (地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。)			

続 き	続き	□人又は家屋の密集している地域の上空				
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】				
続 き	飛行の方法 (第132条 の86 関係)	□夜間飛行      □目視外飛行				
		□人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行				
		□催し場所上空の飛行      □危険物の輸送      □物件投下				
		【第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】				
無人航空機の登録記号 <sup>※5</sup>		登録記号				
		□別添資料のとおり。 □変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。				
無人航空機の型式及び機体 認証に関する事項 <sup>※5</sup>		型式 <sup>※6</sup>				
		第一種機体認証書番号 <sup>※7</sup>				
		□別添資料のとおり。 □申請する飛行の内容が使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内であることを確認した。 <sup>※7</sup> □変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。				
無人航空機を飛行させる者の 無人航空機操縦者技能証 明に関する事項 <sup>※8</sup>		無人航空機を飛行させる者				
		一 等 技 能 証 明  <sup>※9</sup>	技能証明書番号			
			限 定 事 項	種類		
				総重量		
				飛行の方法		
□別添資料のとおり。 □申請する飛行の内容が限定事項の範囲内であることを確認した <sup>※9</sup> 。 □変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。						
無人航空機を飛行させる際の 安全を確保するために必要 な体制に関する事項		□「安全確保措置検討のための無人航空機の運航リスク評価ガイドライン」に基づき作成した飛行マニュアル (別添)を使用する。 □変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。				

(次頁に続く)



- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号」、「無人航空機の型式及び機体認証に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 飛行の日時を特定し記載すること。
- ※4 飛行の経路を特定し記載すること。
- ※5 複数機を飛行させる場合は、別添資料を添付すること。
- ※6 型式の項目については、型式認証を受けている場合のみ記載する。
- ※7 第一種機体認証書番号の項目については、記載を必須とする。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内であることを確認すること。
- ※8 複数者が操縦する場合は、別添資料を添付すること。
- ※9 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明の項目については、記載を必須とする。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。